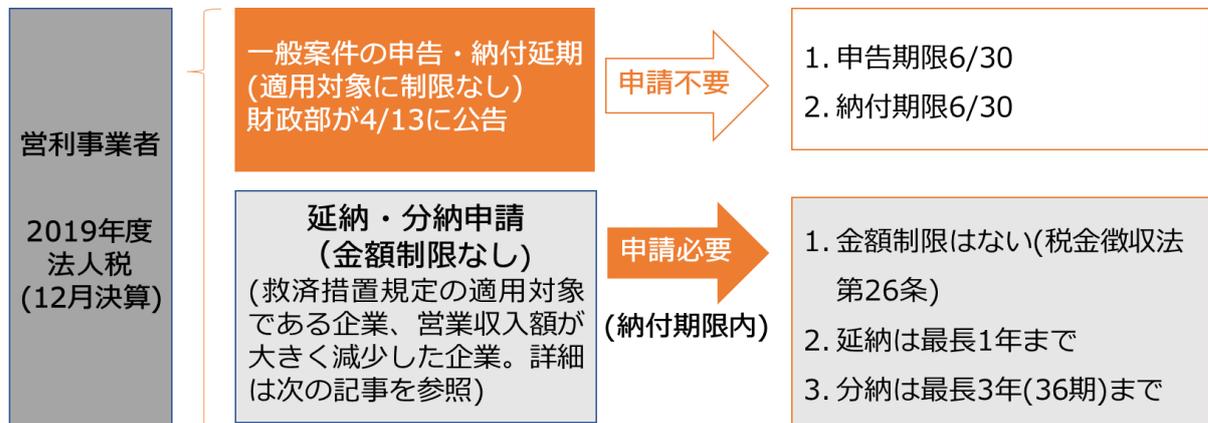


### 所得税法

新型コロナウイルス(COVID-19)による影響に伴い、2019年度(12月決算)の法人税確定申告・納付期限は6月30日へ延長

財政部が4月13日にプレスリリースを発表し、2019年度(12月決算)の法人税申告・納付期限を適用対象を限定せずに6月30日まで延長しました。個人所得税についても同様に延長されます。また、財政部は先般3月に、新型コロナウイルスによる影響で税額を納付できない場合の延納もしくは分納に関する規定を公告しています。当該規定の主な内容は以下の通りです。



PwC 台湾の見解：

- 2019年度(12月決算)の法人税確定申告・納付期間は5月1日から6月30日までの2か月間に変更され、申請不要で利息も加算されず、申告期限内での申告を適用条件とする10年間の繰越欠損金控除も影響を受けることはありません。
- 12月決算の企業でインターネットで申告する場合は、申告書の電子データのアップロード期限は6月30日まで、紙面書類(添付資料および会計士署名済み報告書)の送付・提出期限は7月31までです。
- 投資控除(研究開発費、スマートマシン・5G支出の投資控除など)の適用申請を行う企業の経済部への申請期限は、規定によれば法人税確定申告の締切日が期限であるので、投資控除の申請期限も同様に延長することが可能です。

新型コロナウイルス(COVID-19)による影響を受けた納税義務者は、その税額にかかわらず延納もしくは分納を申請可能

財政部より3月19日に、新型コロナウイルス(COVID-19)による影響を受けた納税義務者に対し、延納(最長1年)もしくは分納(最長3年、1か月を1期とし、計36期まで)を申請でき、**金額制限はない**との通達が公布されましたが、当該公告に関連し、2020年3月25日

にその申請審査原則が公布され、適用対象および税目などが明文規定されました。当原則の主な内容は以下の通りです。

適用対象期間 納税期間が2020年1月15日から2021年6月30日までの税金	
適用税目	法人税、個人所得税、房地合一税(不動産取引にかかる所得税)、営業税、貨物税、たばこ酒税、特殊貨物および役務税、房屋税、地価税、ナンバープレート使用税、ならびに前述各種税にかかる利息、滞報金、怠報金および過料
適用対象	<p>1. 営利事業者</p> <p>① 救済振興特別条例により救済関連措置の適用対象者である企業</p> <p>② 新型コロナウイルスにより短期間において営業収入額が大きく減少した企業(例：2020年1月から連続2か月でその平均売上高が、「前年同期」または「2019年7月から12月まで」の平均月間売上高より15%以上減少している)</p> <p>2. 個人</p> <p>① 救済振興特別条例により救済関連措置の適用対象者である個人</p> <p>② 勤務する会社が新型コロナウイルスによる影響で規定により無給休暇を実施している</p> <p>③ 新型コロナウイルスによるその他の影響(例：減給、非自発的失業または勤務日数が連続2か月で従来の50%以上減少したもの)</p>
分納・延納規定	本来は税額によって延納期間または分納期数が定められているが(「納税義務者の税金延納または分納申請に関する規定」第3条)、各税務機関は寛大に審査・認定し、延納期限は最長1年、分納期限は最長3年(1か月を1期とし、計36期)とする

PwC 台湾の見解：

- 上記の適用対象に該当しない企業についても、税金徴収法第26条により国税局に対し法人税の延納または分納を申請でき、**利息は加算されません**。ただし、この場合は、税務当局は税額に基づき延納期限または分納期数を決定します。
- 延納または分納の許可を受けたうえでの延期・分納期限内での納税は、期限通りに納税を行ったとみなされ、青色申告書、税務監査もしくは拡大書面審査などによる優遇措置を受けることができます。ただし、税額をいずれか1期でも期限通りに納付しなかった場合は、当該年度の法人税確定申告は一般の確定申告案件として取り扱われることになり、優遇措置を受けることができなくなりますので、留意が必要です。

## 会社法・証券管理に関する法律

**新型コロナウイルスにより定時株主総会の招集が困難な企業は延期申請が可能(上場、店頭公開会社および新興株式市場登録会社は適用しない)**

経済部が 2019 年 4 月 6 日付の新北市政府および台北市政府への公文書において、新型コロナウイルスの関係による 2020 年度の定時株主総会の招集延期が認められる「正当な理由」について説明をしました。当該公文書の主な内容は以下の通りです。

1. 会社法第 170 条第 2 項によれば、会社に「正当な事由がある場合は、管轄官庁に届け出て許可を受ければ」、定時株主総会の開催を延期できる。
2. 新型コロナウイルスの感染対策にあたる中央流行疫情指揮中心は、集団感染を防ぐため、室内で 100 人以上、屋外で 500 人以上のイベントについて中止を検討するよう呼び掛けている。当該基準に達していないイベントも、性質的にリスクが高いと認められる場合は、延期またはキャンセル、あるいはその他の形式で開催するよう求めている。したがって、定時株主総会の招集に上記のようなリスクがあると会社が判断した場合は、正当な理由として認められ管轄官庁に対し定時株主総会の招集延期を申請することができる。
3. 今後政府が公告や通達により定時株主総会の招集を全面的に延期あるいは中止するかどうかは、中央流行疫情指揮センターの公布する関連規定に基づく。

なお、証券取引法第 36 条第 7 項には、「株式が証券取引所に上場または証券会社の営業所で売買される会社の定時株主総会は、各会計年度終了日から 6 か月以内に開催しなければならず、会社法第 170 条第 2 項の但書を適用しない」と定められているため、上場、店頭公開会社および新興株式市場登録会社は上記の公文書に基づいた定時株主総会の招集の延期を申請することはできません。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
			<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">www.pwc.tw/ja.html</a>

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.